

ゆめふぉん契約約款
笠岡放送株式会社

笠岡放送株式会社ゆめふぉん契約約款

第1章 総則

第1条 約款の適用

第2条 約款の変更

第3条 最低利用期間

第4条 サービスの提供区域

第5条 権利の譲渡等

第6条 ID 及びパスワード

第2章 申込及び承諾等

第7条 申込

第8条 申込の承諾等

第9条 サービス利用の要件等

第3章 契約事項の変更等

第10条 サービス内容の変更

第11条 契約者の名称の変更等

第12条 個人の契約上の地位の引継

第4章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止等

第13条 利用の制限

第14条 提供の中止

第15条 提供の停止等

第16条 サービスの変更、追加、廃止

第5章 契約の解除

第17条 当社の解除

第18条 契約者の解除

第6章 料金等

第19条 契約者の支払義務

第20条 料金の適用

第21条 料金の調定

第22条 利用不能の場合における料金の調定

第23条 料金等の請求方法

第24条 料金等の支払方法

第25条 割増金

第26条 遅延損害金

第27条 割増金等の支払方法

第28条 消費税

第7章 個人情報

第29条 個人情報保護

第8章 雑則

第30条 第三者の責による利用不能

第31条 保証及び責任の限定

第32条 当社の装置維持基準

第33条 定めなき事項

第34条 専属的合意管轄裁判所

第35条 準拠法

第36条 分離可能性

第37条 禁止事項

第38条 SIMカードの貸与

第39条 SIMカードの返還

第40条 通信速度

第41条 PINロックとその解除等

第42条 端末機器

第43条 SIMカードに係る契約者の義務

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

- 1 笠岡放送株式会社（ゆめネット笠岡放送）（以下「当社」といいます。）は、ゆめふおん契約約款（以下「本約款」といいます。）を定め、これによりゆめふおんサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
- 2 当社は、株式会社インターネットイニシアティブ（以下「IIJ」といいます。）が提供する「IIJmio 高速モバイル/D サービス」と組み合わせて利用するサービスとして、本サービスを提供します。そのため、本サービスの利用には、本約款に定める事項のほか、IIJの定める「IIJmio サービス契約約款」及び同約款の「別紙 13 IIJmio 高速モバイル/D サービスにおいて定める事項」が適用されます。
- 3 当社が、本約款とは別に定める本サービスを説明する諸規定は、本約款の一部を構成するものとします。
- 4 ゆめふおん契約（以下「本契約」といいます。）は、当社と契約者間の唯一かつ最終の合意を形成し、他の合意に優先して適用されます。

第2条 (約款の変更)

- 1 当社は、本約款を変更することがあります。この場合、本約款が変更された後の本サービスの利用に係る料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。
- 2 当社は、前項の変更の少なくとも2週間前までに、本約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生時期を当社ウェブサイト上 (<http://home.kcv.ne.jp/>) に掲載する方法で告知するものとします。

第3条 (最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は、ゆめふおん月額基本料金の課金開始日より1年間とします。

第4条 (サービスの提供区域)

- 1 本サービスの提供区域は、IIJが提供する「IIJmio 高速モバイル/D サービス」の提供区域に準ずるものとします。本サービスを利用した通信は、通信回線に接続されている端末機器が同提供区域内に存在する場合に限り、行うことができます。
- 2 提供区域内であっても、電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。
- 3 前項の場合、契約者は当社に対し、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、通信を行うことができないことによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第5条 (権利の譲渡等)

- 1 本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。この承認を受けようとするときは、当社が定める所定の方法による申請が必要です。
- 2 前項の定めは、相続または法人の合併若しくは会社分割により本契約に係る契約上の地位が承継される場合には適用しないものとします。
- 3 当社は、第 1 項の申請があったときは、これを承諾するものとします。ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申請を承認しないことがあります。
 - (1) 譲渡人または譲受人が、第 15 条（提供の停止等）第 1 項各号の事由に該当するとき
 - (2) 譲受人が、申請よりも前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除もしくは停止等をしたことがあるとき
 - (3) 申請に際し、当社に対し虚偽の事実を通知したとき
 - (4) 譲受人について、本人確認ができないとき
 - (5) 譲渡人または譲受人が未成年者であり、その親権者等の同意がないとき
 - (6) 譲受人が未成年者であり、かつフィルタリングサービスの利用をせず、フィルタリングサービスを利用しない旨の申出書の提出をしないとき
 - (7) 法令に違反することとなるとき
 - (8) 譲渡後の本サービスの提供または当該サービスに係る装置の保守が技術上著しく困難なとき
 - (9) その他当社が不適切と認めたとき
- 4 本サービスの提供を受ける権利の譲渡があったときは、譲受人は、別段の定めがある場合を除いて、契約者の有していた一切の権利及び義務（譲渡があった日以前の料金その他の債務を除きます。）を承継します。
- 5 契約者は、本サービスを再販売する等、第三者に対し本サービスを利用させることはできません。

第 6 条（ID 及びパスワード）

- 1 契約者は、パスワード並びに個別 ID 及び個別パスワード（本条において「ID 等」といいます。）の管理責任を負うものとします。
- 2 当社は、契約者が本契約上の権利を行使するにあたり、契約者に対し、ID 等の提示を求めることがあります。
- 3 契約者は、ID 等を第三者に利用させないものとします。ただし、本約款で別の定めがある場合には、この限りではありません。
- 4 契約者は、ID 等が盗用され、または盗用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、当社は、ID 等の盗用による契約者の損害または契約者が第三者に与えた損害について責任を負わないものとします。

5 契約者は、個別 ID を変更することはできません。

第 2 章 申込及び承諾等

第 7 条 (申込)

1 申込者は、本約款に同意のうえ、本サービスの利用の申込（以下「本申込」といいます。）を、当社が定める所定の方法により行うものとします。

2 本申込をする者は、本人確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律（平成 17 年 31 号）第 9 条の規定に基づくものであって、氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する情報の確認を行うことをいいます。以下同じとします。）のために当社が別途定める書類を提示する必要があります。

3 本申込をする者が未成年である場合及び親権者等の同意が必要な場合には、親権者等の同意及び当社が定める書式による親権者等同意書の提出が必要です。またフィルタリングサービスを利用しない場合には、同じくフィルタリングサービスを利用しない旨の申出書の提出も必要です。また、親権者等の本人確認のために当社が別途定める書類を提示する必要があります。

4 本サービスの利用者が未成年である場合には、原則としてフィルタリングサービスの利用が必要となります。フィルタリングサービスを利用しない場合には、フィルタリングサービスを利用しない旨の申出書の提出が必要です。

5 本申込をする者が法人である場合には、法人の代理契約者の本人確認のために当社が別途定める書類を提示する必要があります。

6 本契約の申込者の居住地は、日本国内に限るものとします。

第 8 条 (申込の承諾等)

1 当社は、本申込があったときは、これを承諾するものとします。ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。

(1) 申込者が、第 15 条（提供の停止等）第 1 項各号の事由に該当するとき

(2) 申込者が、申込よりも前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除もしくは停止等をしたことがあるとき

(3) 申込に際し、当社に対し虚偽の事実を通知したとき

(4) 前条第 2 項、第 3 項及び第 5 項において、本人確認ができないとき

(5) 本申込をする者が未成年者であり、かつ親権者等の同意がないとき

(6) 本サービスを利用する者が未成年者であり、かつフィルタリングサービスの利用をせず、フィルタリングサービスを利用しない旨の申出書の提出をしないとき

(7) 法令に違反することとなるとき

(8) 申込に係る本サービスの提供または当該サービスに係る装置の保守が技術上著しく困難なとき

(9) その他当社が不適切と認めたとき

- 2 前項の規定により本申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対し、その旨を通知します。
- 3 当社は、第 1 項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者の身分証明に係る公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において、当該申込者から当該書類の提出が行われない間は、当社は、第 1 項に基づく申込の承諾を留保または拒絶できるものとします。
- 4 当社は、同一の契約者が同時に利用することのできる本サービスの契約数の上限を定めることができるものとします。この場合において、当該上限を超えて本サービスの利用の申込があったときは、当社は、当該上限を超える部分に係る申込を承諾しないものとします。
- 5 申込に係る本サービスの提供は、申込を受け付けた順とします。ただし、当社は、必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。
- 6 当社が申込者からの申込を承諾した場合、本約款及び申込内容に従い、本契約が成立するものとします。

第 9 条（サービス利用の要件等）

- 1 契約者は、当社に対し、当社から契約者に対する通知または連絡を行うための電話番号またはメールアドレス（当社が提供するサービスに係るものである必要はありません。）を指定するものとします。当社が、当該メールアドレスに対し電子メールを送信した場合、その送信の時点をもって、当社から当該契約者に対する意思表示または事実の伝達があったものとします。
- 2 当社は、本サービスの利用条件を以下に定めるものとします。
 - (1) 契約者が本サービスにおいて使用する IP アドレスは、当社が指定します。契約者は、当該 IP アドレス以外の IP アドレスを使用して本サービスを利用することはできません。
 - (2) 本サービスを利用するには、発信者番号通知を行う必要があります。
 - (3) 契約者は、本サービスを利用するにあたり、当社の定める事項に基づき、携帯電話番号のポータビリティ制度（電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を変更することをいい、以下「MNP」といいます。）による転入または転出を行うことができます。
 - (4) MNP による転入には、以下の制限があります。
 - i 転入元事業者の契約者と、本契約の契約者は同一である必要があります。
 - ii 転入元事業者から取得した MNP 予約番号の有効期限について、当社が別途指定する日数以上の残日数がある必要があります。
 - iii 電話番号を利用することができない期間（MNP による転入手続完了後から、当該手続に係る音声通話機能付き SIM カードが契約者の指定した送付先に到着するまでの期間）があります。

- iv 本サービスの利用の申込と同時に MNP の手続きを行う必要があります。
 - v 本契約の契約者が転入元事業者との間で料金未払等の契約上の義務を怠っていない必要があります。
- (5) 契約者は、当社が指定する SIM カード以外の通信手段を用いた本サービスの利用及び当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信を行ってはならないものとします。
- (6) 契約者は、当社が貸与する機器につき、次の事項を遵守するものとします。
- i 社の承諾がある場合を除き、貸与機器の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他貸与機器としての通常の用途以外の使用をしないこと
 - ii 社の承諾がある場合を除き、貸与機器について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
 - iii 日本国外で移動無線機器等を使用しないこと（国際ローミングオプション及び日本国外（航空機内または船舶中において日本国外での利用となる場合を含む）で SMS 機能を利用する場合を除く）
 - iv 善良な管理者の注意をもって貸与機器を管理すること
- (7) 契約者は、次に掲げる事由に該当するときは、遅滞なく貸与機器を当社に返還するものとします。
- i 本契約が事由の如何を問わず終了した場合
 - ii 異なる形状区分の SIM カードへ変更した場合
 - iii 前記各号のほか、貸与機器を利用しなくなった場合
- (8) 契約者は、貸与機器に故障が生じたときは、可及的速やかに当社に通知するとともに、当該貸与機器を当社に返還するものとします。
- (9) 貸与機器の故障が契約者の責によるものである場合、契約者は、当社に対し、当該貸与機器の回復に要する費用として、別途料金表に定める金額を支払うものとします。
- (10) 契約者は、貸与機器を亡失した場合、可及的速やかに当社に通知するものとします。
- (11) 契約者は、当社に対し、亡失品（第 7 号及び第 8 号に定める返還がなかった場合の当該移動無線機器を含みます。）の回復に要する費用について、亡失負担金として別途料金表に定める SIM カード再発行費用を支払うものとします。亡失品が後に発見される等の事情により当社に対して返還または送付された場合であっても、当社に支払われた亡失負担金は返金されないものとします。
- (12) 契約者は、亡失品をその責任において法律に従って処分するものとし、当社は、契約者または第三者が当該亡失品を使用することについて一切の責任及び義務を負わないものとします。
- (13) 契約者は、本契約において当社から提供を受けた役務、貸与機器その他一切について、第三者に販売（有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。）してはならないものとします。

(14) 当社から提供される音声通話機能の仕様が、契約者は、当社提供の音声通話機能について、株式会社 NTT ドコモが提供する類似サービスと必ずしも同一の仕様ではないことについて、あらかじめ同意するものとします。

(15) 本サービスの提供にあたり、当社は、第 13 条（利用の制限）及び第 15 条（利用の停止等）に定めるほか、契約者の一定期間内の通信量が別途料金表に定める基準を超過した場合において、本サービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、事前に通知することなくその通信の利用を制限することがあり、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。

(16) 本サービスにおいて移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備である必要があります。契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

3 契約者は、SIM カードに登録されている電話番号その他の情報を読み出し、変更または消去しないものとします。

第3章 契約事項の変更等

第10条 (サービス内容の変更)

- 1 契約者は、本サービスにおいて、異なる形状区分のSIMカードへの変更を請求することができるものとします。
- 2 第7条(申込)第2項及び第8条(申込の承諾等)の規定は、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、「申込」とあるのは「変更の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」とそれぞれ読み替えるものとします。

第11条 (契約者の名称の変更等)

契約者は、その氏名、住所または居所等当社に届け出ている事項に変更があったときは、当社に対し、当社が定める所定の方法により、速やかに当該変更の内容について通知するものとします。

第12条 (個人の契約上の地位の引継)

- 1 契約者が死亡したときは、当該契約者に係る本契約は終了します。ただし、当該契約者(以下この項において「元契約者」といいます。)の相続人(相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人)は、相続開始の日から2週間を経過する日までに当社に対し申出をすることにより、引き続き元契約者の契約に係る本サービスの提供を受けることができます。当該申出があったときは、当該相続人は、元契約者の契約上の地位(元契約者の契約上の債務を含みます。)を引き継ぐものとします。
- 2 第8条(申込の承諾等)の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「本サービス利用の申込者」とあるのは「相続人」とそれぞれ読み替えるものとします。
- 3 当社は、本約款または本サービスに基づき生じたすべての債権について、弁護士、弁護士法人その他当社が指定した第三者(以下「債権譲渡先」といいます。)に譲渡する場合があります。この場合、契約者は、当該債権譲渡につき、あらかじめ異議なく承諾するものとします。
- 4 前項の場合において、当該債務譲渡の請求及び回収に用いるため、契約者は、当社が債務譲渡先に対し、契約者の氏名、住所、電話番号並びに債権の請求及び回収を行うために必要な情報を提供することを承諾するものとします。
- 5 第3項の場合において、当社及び債権譲渡先は、契約者への個別の通知または譲渡承諾の請求を省略するものとします。

第4章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止等

第13条 (利用の制限)

1 当社は、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置を採ることがあります。

2 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）において定める児童ポルノを閲覧または取得するための通信を制限する場合があります。

第14条 (提供の中止)

1 当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの提供を中止することがあります。

(1) 当社または本サービス提供元の電気通信設備の保守または工事のためやむを得ないとき

(2) 当社または本サービス提供元が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき

(3) その他当社が必要と判断したとき

2 当社は、本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し、前項第1号により中止する場合にあってはその14日前までに、同項第2号により中止する場合にあっては事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

3 本条に基づく本サービスの提供の中止について、当社は、その料金の全部または一部の返金を行うことはなく、また名目の如何を問わず損害賠償責任を負わないものとします。

第15条 (提供の停止等)

1 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、当該契約者による本サービスの利用について、その全部若しくは一部の提供を停止しまたはその利用を制限することがあります。

(1) 本約款に定める契約者の義務に違反したとき、または、本約款の定めに違反する行為が行われたとき

(2) 料金等本契約上の義務の履行を怠り、または怠るおそれがあることが明らかであるとき

(3) 違法に、または明らかに公序良俗に反する態様において、本サービスを利用したとき

(4) 当社が提供するサービスを直接または間接に利用する者について、その利用に対し重大な支障を与える態様において、本サービスを利用したとき

(5) 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様において、本サービスを

利用したとき

- (6) 第 8 条（申込の承諾等）第 1 項に定める申込の拒絶事由に該当するとき
- (7) 前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様において本サービスを利用したとき
- (8) 当社が送付した通信機器を受領しないとき
- (9) 当社に登録しているお客様情報その他登録情報について事実と反することが判明したとき

2 当社は、前項の規定による提供の停止または利用の制限の措置を講じるときは、契約者に対し、あらかじめその理由（該当する前項各号に掲げる事由）及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

3 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、当該契約者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、当社が第 1 項の措置を取ることを妨げるものではありません。

4 契約者は、当社から本サービスの利用に関し説明を求められたときは、その要請に応じるものとします。ただし、契約者の当該利用に係る行為が法令に違反していない場合において、業務上の秘密その他正当な理由があるときは、この限りではありません。

第 16 条（サービスの変更、追加、廃止）

1 当社は、都合により本サービスの全部または一部を変更、追加または廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定により本サービスの全部または一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の 3 か月前までに、その旨を通知します。

3 当社は、前項による本サービスの全部または一部の変更、追加または廃止について、何ら責任を負うものではありません。

第5章 契約の解除

第17条 (当社の解除)

- 1 当社は、次に掲げる事由があるときは、本契約を解除することがあります。
 - (1) 第15条（提供の停止等）第1項の規定により本サービスの提供の停止または利用の制限がなされた場合において、契約者が当該停止または制限の日から1か月以内に当該停止または制限の原因となった事由を解消しないとき。ただし、当該停止または制限が同条第1項第2号の事由による場合は、当該契約を直ちに解除することがあります。
 - (2) 第15条（提供の停止等）第1項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき
- 2 当社は、前項の規定により本契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知するものとします。
- 3 第1項の規定により本契約が解除された場合、当該携帯電話番号を復活して利用することはできません。

第18条 (契約者の解除)

- 1 契約者は、当社に対し、各契約毎に当社が定める所定の方法で通知をすることにより、本契約を解除することができます。
 - (1) 本サービスにおいて、契約者の通知による解除の効力は、当該通知があった日の属する月の末日に生じるものとします。
 - (2) 本サービスにおいて、契約者が、当社に対し、MNPによる転出を通知した場合は、本サービスの解除を通知したものとみなされます。
- 2 第13条（利用の制限）第1項または第14条（提供の中止）第1項の事由が生じたことにより本サービスを利用することができなくなった場合において、その契約の目的を達することができないと認められるときは、契約者は、前項の規定にかかわらず、任意の方法で当社に通知することにより、本契約を解除することができます。この場合において、その解除は、その通知が当社に到達した日に効力を生じるものとします。
- 3 第16条（サービスの変更、追加、廃止）第1項の規定により本サービスの全部または一部が廃止されたときは、当該廃止の日に、その廃止された本サービスにかかる契約が解除されたものとします。

第6章 料金等

第19条 (契約者の支払義務等)

- 1 契約者は、当社に対し、本サービスの利用に関し、第22条 (利用不能の場合における料金の調定) 及び別途料金表の規定により算出した本サービスに係る各種費用及び手数料並びに初期費用及び月額料金を支払うものとします。
- 2 初期費用の支払義務は、当社が本サービスの利用の申込を承諾した時に発生します。
- 3 月額料金は、課金開始日から本サービスを提供した最後の日が属する月の末日までの期間について発生します。この場合において、第15条 (提供の停止等) の規定により本サービスの提供の停止または利用の制限がなされた場合における当該停止等の期間は、本サービスに係る月額料金の額の算出においては、本サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。
- 4 契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日 (付加機能またはSIMカードの提供については、その提供を開始した日) から起算して、契約の解除若しくは停止があった日の属する月の末日までの期間について (付加機能またはSIMカードの廃止についても同様)、当社が提供する本サービスの態様に応じて別途料金表に規定する利用料または使用料等の支払を要します。
- 5 利用料等の支払単位は月毎とします。
- 6 別途料金表の定めに従い、利用料等を当社が定める期日に指定金融機関の契約者口座から自動振替するものとします。
- 7 契約者は、月の途中に本サービスの種類、種別、品目、数量等の変更等の請求を行い、当社がこれを承諾したとき、当該本サービスの、当月の利用料等に関しては、変更前の利用料等を適用するものとします。
- 8 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 9 契約者は、本サービスを開始した後、本サービスの種類、種別、品目等の変更及び、付加機能の種類、種別、品目、数量等の変更・追加・廃止等の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する登録 (変更) 手数料の支払を要します。ただし、その手続の着手前にその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第20条 (料金の適用)

- 1 本サービスの料金は、基本料金、付加機能料金、手数料、解除調定金とし、別途料金表に定めるところによります。
- 2 課金開始日または第18条 (契約者の解除) 第2項若しくは第3項の規定により本契約が解除された日の属する月の月額料金の額は、当該月における本サービスを提供した期間に対応する当該サービスに係る料金の額とします。第21条 (料金の調定)

1 本契約がその最低利用期間が経過する前に解除された場合（第 18 条（契約者の解除）第 2 項または第 3 項の規定により解除された場合を除きます。）の本サービスの料金の額は、当該最低利用期間に対応する月額料金の額とします。

2 解除調定金

(1) 契約者は、音声通話機能付き SIM カードの利用が終了した場合、次号に定める方法により算出した解除調定金を支払うものとします。

(2) 解除調定金の額は、次の計算式により算出した額とします。

$(12 \text{ か月} - \text{利用月数 (利用開始日の属する月を 0 と起算します)}) \times 1,000 \text{ 円 (税抜価格)}$

第 22 条（利用不能の場合における料金の調定）

1 当社は、当社の責に帰すべき事由により本サービスが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。）が生じた場合において、当社が当該状態の生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の期間（以下「利用不能時間」といいます。）当該状態が継続したときは、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を 24 で除した数（小数点以下の端数は切り捨てます。）に月額料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を、月額料金から減額します。なお、付加機能料金は減額しないものとします。

2 契約者が前項の請求をし得ることとなった日から 3 か月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。

3 前項の定めにかかわらず、本サービスが全く利用できない状態の発生が貸与機器の故障によるものである場合、当該貸与機器の故障が当社の責めに帰すべき事由により生じたものであるか否かにかかわらず、第 1 項の減額規定は適用されず、料金の減額及び返金は行われません。

第 23 条（料金等の請求方法）

当社は、契約者に対し、毎月、月額料金を請求します。

第 24 条（料金等の支払方法）

契約者は、当社に対し、本サービスの料金を、当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

第 25 条（割増金）

本サービスの料金の支払を不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の 2 倍に相当する金額（以下「割増金」といいます。）を支払うものとします。

第 26 条（遅延損害金）

1 契約者は、本サービスの料金の支払を怠ったときは、次項に定める方法により算出した

額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該料金はその支払うべきこととされた日の翌日から 10 日以内に支払われたときは、この限りではありません。

2 遅延損害金の額は、未払料金額に対する年 14.6 パーセントの割合により算出した額とします。

第 27 条（割増金等の支払方法）

第 24 条（料金等の支払方法）の規定は、第 25 条（割増金）及び前条（遅延損害金）の場合について準用します。

第 28 条（消費税）

契約者が、当社に対し、本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているとき並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定により当該支払について地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税を合計した額を併せて支払うものとします。

第7章 個人情報

第29条（個人情報保護）

- 1 当社は、法令及び当社が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に取扱うものとします。
- 2 当社は、本サービスの提供に関し取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。
 - (1) 本サービスの提供にかかる業務を行うこと（業務上必要な連絡、通知等を契約者に対して行うことを含みます。）。
 - (2) 当社のサービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及びその分析を行うこと。
 - (3) 当社のサービスに関する情報（当社の別サービスまたは当社の新規サービスに関する紹介情報等を含みます。）を、電子メール等により送付すること。
 - (4) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
- 3 当社は、契約者の同意に基づき、必要な限度において個人情報を第三者に提供する場合があります。また、本サービスの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部または一部を第三者に委託する場合には、当社は、当社の監督責任下において個人情報を第三者に委託できるものとします。
- 4 前項にかかわらず、法令に基づく請求または特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法令に基づく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

第 8 章 雑則

第 30 条（第三者の責による利用不能）

1 第三者の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被ったときは、当社は、当該損害を被った契約者に対し、その請求に基づき、当社が当該第三者から受領した損害賠償の額（以下「損害限度額」といいます。）を限度として、損害の賠償をします。

2 前項の契約者が複数ある場合において、当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての契約者の損害全体に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、契約者の損害の額を合計した額が損害限度額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害額を全ての契約者の損害額の合計額で除して算出した数を損害限度額に乗じて算出した額となります。

第 31 条（保証及び責任の限定）

1 当社は、本約款に定めのある場合を除いて、契約者が本サービスの利用に関して被った損害（その原因の如何を問いません。）について、賠償、返金、料金の減免等の責任を負いません。ただし、当該損害が当社の故意または重大な過失により発生した場合については、この限りではありません。

2 契約者が本サービスの利用に関して第三者に与えた損害について、当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償の全額について求償することができます。

3 本サービスは、株式会社 NTT ドコモが提供する移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化したとき、その他ドコモの定める場合に、その通信の全部または一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があります。当社は、このような場合において、契約者または第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではなく、その通信の可用性、遅延時間及び品質等について保証するものではありません。

第 32 条（当社の装置維持基準）

本サービスを提供するための装置は、IIJ が事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

第 33 条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合、当社と契約者は、契約の主旨に従い、誠意をもって協議し、その解決に努めるものとします。

第 34 条（専属的合意管轄裁判所）

当社と契約者の間で訴訟の必要が生じた場合、岡山地方裁判所を当社と契約者の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 35 条 (準拠法)

本約款は、日本国法を準拠法とします。

第 36 条 (分離可能性)

本約款のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令により、無効または執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定は、完全に有効なものとして、引き続き効力を有するものとします。

第 37 条 (禁止事項)

1 契約者は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他人の著作権、商標権等の知的財産権、財産権、プライバシーまたは肖像権その他権利を侵害する行為
- (2) 他人を誹謗中傷し、または名誉、信用を毀損する行為
- (3) 他人への詐欺または脅迫行為
- (4) 他人に不利益を与える行為
- (5) 無差別または大量に受信者の意思に反してメール等を送信する行為
- (6) 本人の同意を得ることなく、第三者が嫌悪感を抱くメール等を送信する行為
- (7) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為
- (8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設しまたはこれを勧誘する行為
- (9) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段（いわゆるフィッシングおよびこれに類する手段を含みます。）により第三者の個人情報を取得する行為
- (10) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為（偽装をするためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）
- (11) 有害なコンピュータプログラム等を送信しまたは第三者が受信可能な状態のまま放置する行為

第 38 条 (SIM カードの貸与)

- 1 当社は、本サービスの契約者に対し、SIM カードを貸与します。
- 2 契約者は、申込時に、SIM カードサイズを指定するものとします。
- 3 当社は、送付先情報として指定された場所において SIM カードを引渡します。

第 39 条 (SIM カードの返還)

1 契約者は、本サービス契約が終了した場合、その終了の日から 20 日以内に、当社が貸与した SIM カードを当社指定の以下の返送先住所に送料自己負担にて返却するものとします。

返却先住所	〒714-0081 岡山県笠岡市笠岡 4295-6 笠岡放送株式会社 行
-------	---

2 当社が貸与した SIM カードを紛失、破損した場合及びその他の理由により SIM カードを当社に返却しない場合の SIM カード損害金は、別紙に定める料金によるものとし、契約者は SIM カード損害金について支払義務を負うものとします。

第 40 条 (通信速度)

当社が本サービスで表示する通信速度は理論上の最高値であり、実際の通信速度は、接続状況、契約者が使用する通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するのであることを、契約者はあらかじめ承諾するものとします。

第 41 条 (PIN ロックとその解除等)

1 SIM カードの PIN コードの入力を 3 回連続して間違えた場合、PIN ロック状態となり、PIN ロック解除コード (PUK) の入力が必要となります。

2 PIN ロック解除コードの発行には、当社に対する発行依頼手続きが必要です。発行依頼から PIN ロック解除コードが実際に発行されるまで、数日掛かる場合があります。

3 PIN ロック解除コードの入力を 10 回連続して間違えた場合、SIM が無効化され、SIM カードが利用出来なくなります。この場合、SIM カードの再発行が必要となり、別途料金表に定める SIM カード再発行費用の支払を要します。

4 前項の SIM カード再発行とお届けまでには数日を要し、その間、同一携帯電話番号での発着信はできません。

5 PIN ロック状態または SIM 無効化による利用不可期間について、料金の減免及び返金は行われません。

第 42 条 (端末機器)

1 契約者は、本サービスを利用するために必要となる端末機器について当社販売の端末機器以外を選択する場合は、自己の責任と費用において準備するものとします。

2 契約者は、端末機器を電気通信事業法及び電波法その他関係法令が定める技術仕様に適合するように維持するものとします。

第 43 条 (SIM カードに係る契約者の義務)

1 契約者は、貸与を受けている SIM カードを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

2 契約者は、SIM カードを紛失（盗難による紛失を含みます）、故障または破損した場合、当社が定める方法により再発行を受けるものとします。この場合、契約者は、別途料金表で定める SIM カード再発行費用を支払うものとします。ただし、当該 SIM カードの故障・破損等が、当社の責めに帰すべき事由による場合は、無償で交換します。

3 契約者は、SIM カードに登録されている電話番号その他の情報を読み出し、変更または消去しないものとします。

付則

1 当社は、本サービスの開始以降、契約者から請求があったときは、別途料金表の規定により付加機能を提供します。

2 当社は、特に必要がある場合は、この約款に特約を付することができるものとします。

3 本約款は、平成 27 年 8 月 1 日より施行します。

笠岡放送株式会社 ゆめふおん料金表

1 表記説明

- (1) 特記事項なき料金は、1台（単位）あたりの月額料金です。
 (2) 税抜表記です。

2 基本料金

(1) ゆめふおん月額基本料金

料金プラン名	基本料金（月額）
シンプルプラン	1,580 円
1GB プラン	1,780 円
3GB プラン	2,180 円
7GB プラン	2,980 円

※ゆめふおんのご契約者住所にて、ご契約者又はご契約者と同一世帯の方が当社サービスの光テレビをご契約中かつご利用料金をお支払い頂いている場合は基本料から100円(月額)を値引きします。値引き条件が成立した日の属する月の翌月より適用となります。値引き条件を満たさなくなった日の属する月の翌月より非適用となります。なお、上記条件が成立していることの確認のためご契約者に対し書類の提出を求めることがあります。また、上記条件を満たさなくなった場合、ご契約者は当社に対し速やかに通知しなければなりません。

※ゆめふおんのご契約者住所にて、ご契約者又はご契約者と同一世帯の方が当社サービスの光ネットをご契約中かつご利用料金をお支払い頂いている場合は基本料から100円(月額)を値引きします。値引き条件が成立した日の属する月の翌月より適用となります。値引き条件を満たさなくなった日の属する月の翌月より非適用となります。なお、上記条件が成立していることの確認のためご契約者に対し書類の提出を求めることがあります。また、上記条件を満たさなくなった場合、ご契約者は当社に対し速やかに通知しなければなりません。

※ゆめふおんの基本料金は、当社が契約者の指定した送付先に音声通話機能付きSIMカードを発送した日の翌日から発生します。

※ゆめふおんの利用終了に係る日の属する月の基本料金の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記表中の基本料金の額として定める金額とします。

※すべての料金プランにおいて、バンドルクーポン（料金プランに予め付属しているクーポンのことをいいます。）を利用することができます。当該バンドルクーポンは、当社が各月初日に契約者に割り当てるものとし、その有効期間はその月の翌月末日までとします。

※1契約あたり利用することができるSIMカード数の上限は1とします。

※本契約の解除の日の属する月の月額料金の額は、上記基本料金の表中において月額料金の額として定める金額とします。

※音声通話機能付き SIM カードの利用の終了に係る日の属する月の基本料金（月額）の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付き SIM カード利用料の表中において料金の額として定める金額とします。

※異なる料金プランへの変更は毎月単位でのみ変更を行うことができます。

※バンドルクーポンを使い切った状態で、3日間あたりの通信料が 366MB を超えた場合、予告なく通信速度を制限する場合があります。

(2)ゆめふぉん通話料

項目	料金
通話料金（国内）	20 円/30 秒
デジタル通話料金（国内）	36 円/30 秒
通話料（国際）	ドコモが定める国際電話サービス契約約款において国際通話料として定められた額と同額 ※非課税
国際ローミング料金	ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款において国際アウトローミング利用料として定められた額と同額 ※非課税

※発信時に「0037692（プレフィックス番号）」を付与することにより、通話料金（国内）が、10 円/30 秒になります。相手先には、付与したプレフィックス番号は表示されません。ただし、フュージョン・モバイルチョイスとの併用はできません。フリーダイヤル・ナビダイヤル・110 番などの 3 桁番号へは通常発信となります。

(3)ゆめふぉん SMS 送受信料

SMS 送信料金	国内への送信	70 文字（半角英数字のみの場合 1～160 文字）まで	3 円
	国外への送信	70 文字（半角英数字のみの場合 1～160 文字）まで	50 円
	国外からの送信	1 回あたりの送信料金 ※非課税	100 円
SMS 受信料金		0 円	

※SMS 料金、通話料金（国内）、通話料金（国際）及び国際ローミング料金とは、SMS、音声通話及び国際ローミングの利用に応じて、基本料金（月額）、留守番電話利用料（月額）及び割り込み電話着信利用料（月額）とは別に支払を要する料金として定めるものです。

※通話料金（国内）及び通話料金（国際）のうち、テレビ電話・64kb/s データ通信などのデジタル通信を利用した場合、デジタル通信料金が適用されます。

※契約者の通話料金が、平均的な契約者の利用実績または契約者の利用実績と比較して著しく高額となっていることが確認された場合、当社は契約者に対して利用状況の確認を行うことがあります。連絡不能等によりその確認ができない場合、当社は本サービスの利用を停止することがあります。

※音声通話機能付き SIM カードの利用の終了にかかわらず、SMS 機能及び音声通話機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあっては、当該削除日または当該解除日がいつであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。

※通話料金（国内）及び通話料金（国際）は、基本料金（月額）より 1 か月遅れて請求が行われるものとします。また、国際ローミング料金については、個々のローミング事業者の状況により、1 か月以上遅れて請求が行われる場合があります。

(4) 追加クーポン利用料金

追加容量	料金
1GB につき	500 円

※1 回に追加できる追加クーポンは、1GB となります。

※追加クーポンは、当該追加クーポンの利用の申込を当社が承諾した日の属する月の月末までが利用期限となります。利用期限で未使用の通信容量は消滅します。

※追加クーポンの取り消しおよび料金の返還または減免はできません。

(5) 付加機能料金

項目	料金
留守番電話利用料（月額）	300 円/1 電話番号
割り込み電話着信利用料（月額）	200 円/1 電話番号

※留守番電話若しくは割り込み電話着信の利用または利用の終了にあっては、契約者は、事前に当社が定める方法で留守番電話オプション若しくは割り込み電話着信オプションの利用の申込または利用の終了の通知をする必要があります。当該サービスの利用の申込または利用の終了の通知の回数の上限は、歴月あたりいずれか 1 とします。

※留守番電話利用料（月額）及び割り込み電話着信利用料（月額）は、留守番電話オプション及び割り込み電話着信オプションの利用開始日（当該サービスの利用が可能となる日として当社が指定する日をいいます。）から発生します。

※留守番電話オプション及び割り込み電話着信オプションの利用の終了に係る日（契約者が当該オプションの利用の終了を当社に通知した日をもって利用の終了に係る日とします。）の属する月の留守番電話利用料（月額）及び割り込み電話着信利用料（月額）の額は、当該日が歴月のいずれかの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付き SIM カード利用料の表中において料金の額として定める金額とします。

(6) ユニバーサルサービス料

項目	料金
ユニバーサルサービス料	2 円/1 電話番号

※ユニバーサルサービス料とは、電気通信事業法第7条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして定められたユニバーサルサービス（加入電話、公衆電話、110 番・119 番等の緊急通報をいいます。）の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号（当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード毎に設定する一意の番号をいいます。）の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該額は変更される場合があります、変更後の額は、基礎的電気通信役務支援機関が発表する単価に基づきドコモが当社に請求するユニバーサルサービス料の単価に従うものとします。

(7) その他の料金

電報サービスその他音声通話機能に付帯してドコモが利用可能としているサービスを利用した場合、ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款において定められた額と同額を請求するものとします。

3 手数料

内容	料金	内容
初期費用	3,000 円	新規契約
SIM カード再発行費用	2,000 円	紛失・故障・盗難等に伴う再発行
SIM カードサイズ変更費用	2,000 円	利用端末変更に伴う SIM サイズ変更
機種変更費用	2,000 円	利用端末の機種変更
MNP 転出費用	3,000 円	他社への MNP 転出
解約費用	3,000 円	契約解除

※SIM カード再発行もしくは SIM カードサイズ変更をする場合、電話番号を利用することができない期間（SIM カード再発行もしくは SIM カードサイズ変更の手續完了後から、当該手續に係る音声通話機能付き SIM カードが契約者の指定した送付先に到着するまでの期間）があります。

※各種料金と請求月の関係は、下記の通りとなります。項目	当月料金の請求月
ゆめふおん基本料	翌月
ゆめふおん通話料	翌々月
ユニバーサルサービス料	翌月
付加機能料金	翌月
追加クーポン	翌月

手数料	翌月
解除調定金	当社が解約日を確認した日の翌月

附 則 (平成 27 年 7 月 31 日 制定)

- 1 当社は、特に必要がある場合は、この約款に特約を付けることができますものとします。
- 2 本約款は、平成 27 年 8 月 1 日から施行します。

附 則 (平成 28 年 2 月 1 日 改正)

この改正規定は、平成 28 年 3 月 15 日から実施します。

附 則 (平成 28 年 8 月 15 日 改正)

この改正規定は、平成 28 年 9 月 1 日から実施します。

附 則 (平成 29 年 1 月 23 日 改正)

この改正規定は、平成 29 年 2 月 7 日から実施します。